【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年３月24日
【会社名】	ＧＭＯアドパートナーズ株式会社
【英訳名】	GMO AD Partners Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　橋口　誠
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番１号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」にて行っております。）
【電話番号】	03(5728)7900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　森竹　正明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂１丁目16番３号
【電話番号】	03(5728)7900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　森竹　正明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成28年３月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年３月20日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 定款一部変更の件

以下の目的のため、定款を一部変更するものとする。

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設された。当社は取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うこと。

(2) 併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うこと。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ている。

(3) 子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第３条（目的）について所要の変更を行うこと。

(4) その他、条文の新設、削除にともなう条数の変更等所要の変更を行うこと。

第２号議案 取締役10名選任の件

取締役として、熊谷正寿氏、橋口誠氏、堀内敏明氏、菅谷俊彦氏、森竹正明氏、安田昌史氏、古梶秀樹氏、伊藤幹高氏、渡部謙太郎氏および有澤克己氏の10氏を選任する。

第３号議案 監査等委員３名選任の件

監査等委員として、仲村周明氏、稲葉幹次氏および熊谷文麿氏の３氏を選任する。

第４号議案 取締役の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を年額200百万円以内と定める。

第５号議案 監査等委員の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第１号議案 定款一部変更の件	11,211	158	0	(注) １	可決　98.61
第２号議案 取締役10名選任の件				(注) ２	
熊谷正寿	11,186	183	0		可決　98.39
橋口誠	11,191	178	0		可決　98.43
堀内敏明	11,190	179	0		可決　98.42
菅谷俊彦	11,186	183	0		可決　98.39
森竹正明	11,189	180	0		可決　98.41
安田昌史	11,184	185	0		可決　98.37
古梶秀樹	11,178	191	0		可決　98.31
伊藤幹高	11,190	179	0		可決　98.42
渡部謙太郎	11,189	180	0		可決　98.41
有澤克己	11,183	186	0		可決　98.36
第３号議案 監査等委員３名選任の件				(注) ２	
仲村周明	11,156	213	0		可決　98.12
稲葉幹次	11,163	206	0		可決　98.18
熊谷文麿	11,171	198	0		可決　98.25
第４号議案 取締役の報酬等の額決定の件	10,988	381	0	(注) ３	可決　96.64
第５号議案 監査等委員の報酬等の額決定の件	11,006	363	0	(注) ３	可決　96.80

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
３．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。